

ひみつ
秘密
げんしゅ
厳守

せいかつ こま かた
生活にお困りの方へ

ひとりなやで悩まず まずはそうだんご相談ください

たとえば・・・

びょうき
病気やけがで

はたら
働けない

しつぎょう やちん はら
失業して家賃が払えない

す ばしょ
住む場所がない・・・

しごと
仕事が見つからない

せいかつ ふあん
生活が不安だ・・・

ぜいきん しゃつぎん いりょうひ
税金や借金、医療費など

しはら くる
の支払いが苦しい・・・



安芸高田市マスコットキャラクター たかたん

でんわ たすけふおん

☎・お太助フォン 42-5615

ふあつくす FAX 0826-42-2130 いーめーる Eメール shakaifukushi@city.akitakata.jp

こじん ひみつ かた まも あんしん そうだん
(個人の秘密は固く守られますので、安心してご相談ください)

ばしょ あき たかたしよしだちようよしだ ぼんち
場所 安芸高田市吉田町吉田791番地

あき たかたしやくしょ かい しゃかいふくしか
安芸高田市役所 1階 社会福祉課

じかん へいじつ ごせん じ ごごじ
時間 平日 午前9時 ~ 午後5時



発行：安芸高田市 社会福祉課 生活福祉係
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地 ☎・お太助フォン 42-5615

生活困窮者自立支援法にもとづき 経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に 次の事業を実施して自立を支援します。

○自立相談支援事業

生活に困窮している方の相談に応じ、その人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげる。

関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行う。

関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組む。

○住居確保給付金

離職等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活に困窮している方で、所得等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給する。

《支援のながれ》

相談を受付	来所または電話でご相談ください。 窓口に来ることができない場合は訪問させていただきます。 地域や親族の方など本人以外でもご相談ください。
課題を整理	困っている問題を細かく整理し分析します。 内容によっては他の専門機関や専門職を紹介したり同行します。
計画を策定	問題の改善に向けて目標や取り組みを相談者や関係者と一緒に考え計画を立てます。
目標への取り組みと支援	目標に向かって取り組んでいただくことを関係者や関係機関と連携・協力しながら支援していきます。 必要なときには計画を見直します。
問題の解決	目標を達成したり問題が改善すると支援が終了します。 支援が終了しても困ったときはいつでもご相談ください。



安芸高田市マスコットキャラクター
たかたん